

札幌市子ども・子育て会議に置く部会及びその権限について

1 第2回札幌市子ども・子育て会議において御説明した同会議に置く部会及びその権限並びに決議方法について

下記の2つの部会を設置し、それぞれの役割を下記のとおりとした上で札幌市子ども・子育て会議条例第9条第6項の規定に基づき、各部会の決議をもって同会議の決議としたいと御説明させていただきました。

(1) 認可・確認部会

ア 札幌市が子ども・子育て支援法に基づく確認を行うに当たって意見を述べること。

イ 札幌市が幼保連携型認定こども園の認可、事業の停止及び施設の閉鎖の命令並びに認可の取消しを行うに当たって意見を述べること。

ウ 札幌市が幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定めるに当たって意見を述べること。

エ 札幌市が地域型保育事業の設備及び運営の基準を定めるに当たって意見を述べること。

オ 札幌市が施設型給付を受ける施設及び地域型保育給付を受ける事業の運営の基準を定めるに当たって意見を述べること。

カ 札幌市が保育所の設備及び運営の基準を改正する場合に意見を述べること。

(2) 放課後児童健全育成事業部会

札幌市が放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定めるに当たって意見を述べること。

2 第2回札幌市子ども・子育て会議において委員から部会における議決方法について提出された御意見について

第2回札幌市子ども・子育て会議において委員の方から、各種の基準という重要な事項について、限られた委員からのみから構成する部会における決議をもって会議全体の決議とすることは不適切であるとの意見が出されたところです。

本市といたしましても、本来的には会議に属する25名全員の御意見をお聞きし、十分な時間をとった議論の上で各種の基準を定めることが最も望ましいと考えるところではありますが、下記のスケジュールを考慮しますとどうしても平成26年2月末までには基準案について札幌市子ども・子育て会議からの御意見をいただく必要があり、2か月弱という短い時間で専門的事項について集中的に議論を行うためには各施設・事業に関する専門的な知見を有する委員で構成される部会を設置した上で御意見をいただくこととせざるを得ないと判断していたところです。

※ なぜ2月末までに基準案について御意見をいただく必要があるか？

平成 26 年 11 月初旬～

子ども・子育て支援法に基づく施設型給付を受ける幼稚園における園児募集開始（予定）

別添スケジュール表①

園児を募集するためには・・・

平成 26 年 10 月末まで

各幼稚園が園児の募集を開始するためには、平成 26 年 10 月末までに子ども・子育て支援法に基づく施設型給付の対象となる園児が何名であるか＝子ども・子育て支援法に基づく確認の見込数を各施設が把握できるようにする必要がある。

別添スケジュール表②

「確認」の見込数を決めるためには・・・

平成 26 年 9 月末まで

平成 26 年 9 月末までに（仮称）札幌市子ども・子育て支援事業計画（たとえばニーズ量調査により、中央区の 1 号認定ニーズ（保育を必要としない 3 歳以上の児童を幼稚園等の施設に通園させたいという保護者ニーズ）が 1,000 名分あることが判明した場合において、認定こども園で 100 名分の児童を、幼稚園で 900 名分の児童を受け入れるということなどを定める計画）を事実上確定させる必要がある。

別添スケジュール表③

（仮称）札幌市子ども・子育て支援事業計画をいったん確定させるためには・・・

平成 26 年 7 月

（仮称）札幌市子ども・子育て支援事業計画（案）に各設置者の意向を反映させるためには、平成 26 年 7 月いっぱいを目途に各幼稚園等の設置者に対する意向調査（幼保連携型認定こども園に移行する意思があるか、いつ移行する予定など）を行う必要がある。

別添スケジュール表④

各施設の設置者の意向調査をするためには・・・

平成 26 年 6 月末まで

平成 26 年 7 月に各施設の設置者の意向調査をするためには、平成 26 年 6 月末までに各施設が幼保連携型認定こども園に移行するかどうか（できるかどうか）などを判断するために必要な各種の基準を示して説明を行う必要がある。基準の説明は、基準が確定してから行う必要があるところ、基準は条例で定める必要があることから、基準を定めるための条例案を平成 26 年第 2 回定例札幌市議会（平成 26 年 5 月末ころ招集予定）に提出する必要がある。

別添スケジュール表⑤

平成 26 年第 2 回定例市議会に条例案を提出するためには・・・

平成 26 年 3 月末まで

平成 26 年第 2 回定例市議会に条例案を提出するためには、平成 26 年 3 月初めから 3 月末までの間でパブリックコメントを実施する必要がある。

パブリックコメントの実施後にパブリックコメントにより市民等から寄せられた意見を踏まえて基準案の修正等の必要性について検討を行うとともに、寄せられた意見に対する市の考え方を取りまとめた最終的な基準案を条例として作り上げる時間が必要なため、パブリックコメントの実施時期をこれ以上遅らせることは困難である。

別添スケジュール表⑥

平成 26 年 3 月初めからパブリックコメントを実施するためには・・・

平成 26 年 2 月末まで

パブリックコメントを行うということは札幌市としての考え方をいったん固めたということである。市の考え方を固めるに際しては、今回、札幌市子ども・子育て会議の御意見を伺うことを決めたのであるから、平成 26 年 2 月末までに札幌市が条例で定める各種の基準案について札幌市子ども・子育て会議としての意見を述べていただく必要がある。

別添スケジュール表⑦

※上記スケジュールは、国の子ども・子育て会議等における検討状況を踏まえ、変更しなければならないことがあります。

3 委員の御意見を踏まえた対応について

上記2のとおり、札幌市といたしましては、子ども・子育て支援新制度開始までの事務スケジュールを考慮しまして、部会からの意見徴取とせざるを得ないと考えていたところではありますが、今回の委員からの御意見を踏まえ、下記のとおりとさせていただきますと考えております。

(1) 基準案に関する意見徴取について

認可・確認部会及び放課後児童健全育成事業部会は、各種の基準に関して札幌市子ども・子育て会議としての意見の案を作成することをその権限とし、**意見に関する決議は子ども・子育て会議で行う**こととしていたただきたいと存じます。

つまり、子ども・子育て会議の全委員からの意見を踏まえた議論は部会で行い、子ども・子育て会議としての意見「案」としてまとめた上で、最終的な結論はあくまでも委員25名から構成する子ども・子育て会議で出すということです。

26.1月下旬	第1回部会の開催：札幌市から基準案の提示及び説明（全委員に対して資料を配布）
26.2月上旬	札幌市基準案に対して委員25名から意見提出
26.2月中旬	第2回部会の開催：委員から提出された意見に対する市の考え方を説明（全委員に対して資料を事前送付）。部会としての意見案について議決
26.2月下旬	平成25年度第3回札幌市子ども・子育て会議開催：基準に関する部会の意見案を最終確認して議決

(2) 確認及び認可に関する意見徴取について

札幌市が行う子ども・子育て支援法に基づく確認及び認定こども園法に基づく幼保連携型認定こども園の認可については、個別の施設や事業について行うものであり、個別の事業者からの申請に基づき毎年度行うことが予定されるものです。

たとえば、中央区に平成28年4月1日を開園日とする幼保連携型認定こども園を設置しようとする学校法人Aからの申請に基づき、当該幼保連携型認定こども園を認可することが妥当かどうか、認可することが妥当である場合、1号～3号の利用定員を何人ずつとすることが妥当かといったことを個別具体的に審査するということになります。

この認可や確認は、(仮称)札幌市子ども・子育て支援事業計画に定められた各年度の整備予定数の範囲内において札幌市長が行うこととなります。

以上のように、これらの認可・確認は、施設・事業ごとに個別具体的に行うものであることや子ども・子育て会議における議論を経て策定することになる(仮称)札幌市子ども・子育て支援事業計画に基づき行うものであることから、**当初案どおり、認可・確認部会の決議をもって子ども・子育て会議の議決とする**こととしてい

ただきたいと考えます。

参考：上記を踏まえた部会の権限について（変更点は下線部）

認可・確認部会

- ① 札幌市が子ども・子育て支援法に基づく確認を行うに当たって意見を述べること。
- ② 札幌市が幼保連携型認定こども園の認可、事業の停止及び施設の閉鎖の命令並びに認可の取消しを行うに当たって意見を述べること。
- ③ 札幌市が定める幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する札幌市子ども・子育て会議の意見案を作成すること。
- ④ 札幌市が定める地域型保育事業の設備及び運営の基準に関する札幌市子ども・子育て会議の意見案を作成すること。
- ⑤ 札幌市が定める施設型給付を受ける施設及び地域型保育給付を受ける事業の運営の基準に関する札幌市子ども・子育て会議の意見案を作成すること。
- ⑥ 札幌市が定める保育所の設備及び運営の基準に関する札幌市子ども・子育て会議の意見案を作成すること。

放課後児童健全育成事業部会

札幌市が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する札幌市子ども・子育て会議の意見案を作成すること。

4 部会の権限に関する子ども・子育て会議の議決について

上記3の取扱については、あらためて札幌市子ども・子育て会議による議決を経る必要がありますが、子ども・子育て会議は平成26年2月下旬まで開催する予定がない一方で、部会については平成26年1月に開催を予定しておりますことから、**上記3の議決方法については、あらかじめ御了承いただきたい**と存じます。

5 基準策定に当たって教育・保育に直接従事する保育士等から意見を聴取すべきとの御意見について

幼保連携型認定こども園や地域型保育事業の基準の策定に当たっては、教育・保育業務に直接従事している方々の意見を聴くべきであるとの委員の御意見を踏まえ、以下の5名の教育・保育に従事する方々を第1回認可・確認部会にお呼びし、第1回認可・確認部会の場において札幌市の基準案に対する御意見を述べていただきたいと考えています。

- (1) 私立幼保連携型認定こども園を構成する保育所及び幼稚園からそれぞれ保育士と幼稚園教諭を1名ずつ×2園＝4名
- (2) 札幌市からの委託を受けて保育ママとして保育業務に従事されている方 1名

6 基準策定に当たって放課後児童健全育成事業に直接従事する指導員等から意見を聴取すべきとのご意見について

放課後児童健全育成事業の基準の策定に当たっては、放課後児童健全育成事業に直接従事している方々の意見を聴くべきであるとの委員の御意見を踏まえ、以下の2名の放課後児童健全育成事業に従事する方々を第1回放課後児童健全育成事業部会にお呼びし、第1回放課後児童健全育成事業部会の場において札幌市の基準案に対する御意見を述べていただきたいと思います。

- (1) 児童会館・ミニ児童会館から指導員1名
- (2) 民間児童育成会から指導員1名